

——民法改正案をどう評価しますか。

「当初の大改正という意図から比べれば小さくまとまったという印象だ。だが、企業にとっては約款規定の

法制審議会（法相の諮問機関）は2月24日、民法の債権分野で企業と消費者の間の契約条件などを示す「約款」規定を新設する改正要綱を決め、上川陽子法相に答申した。政府は改正案を国会に提出する。約款規定の導入で企業や消費者にどのような影響が出るか。審議会の部会で委員を務めた佐成実・東京ガス法務室長と岡田ヒロミ・消費生活専門相談員に聞いた。

——民法改正案をどう評価しますか。

「消費者相談の現場でも、契約関連の基礎となる民法が分かりにくいと実感して

## 民法に約款規定導入 影響は？

法務

導入をはじめ各項目で実務 恵が問われる」  
「約款規定導入には経済的にかなりインパクトがある。（消費者との間で）新 済界全体では反対し難しいタイプの紛争なども起きるだろうし、企業側の知



東京ガス法務室長 佐成 実氏

「約款の規制は消費者契

## 企業、全ての契約再点検を

約法など消費者法の問題であり、受け入れられないと主張した。これまでも約款は消費者契約法や各種業法

で規制されており、それら 術）など導入に賛成する企業も一部にはありました。 「まずグループ企業の全 ての契約について、改正案に規定された『定型約款』に相当するものとし、必要の再点検する必要がある。改正案で規定された約款に相当しなくても、これまで判例などで法的拘束力が認められてきた約款に当たらずに、混乱が起きないように、取引先への説明などに時間をかけて対応する必要がある」

「金融やIT（情報技 企業はどんな作業が

消費生活専門相談員 岡田 ヒロミ氏



ことで、一般国民に分かり やすくなる部分も多くなる だろう」

——消費者代表として約

## 消費者保護、関連法で補強

いた。判例はあるが、条文 としては規定がない分野が 一般的に多く、相談員でも 理解しにくかった。今回そ うした項目が明文化された

款規定の導入を強く求めて いました。

「当初、民法に消費者と 事業者という概念を入れる 可能性が議論されたが、実

「かつて消費者契約法で 約款が規定されたとき、消 費者団体にすら『不完全な 用できる幅が広がる。適格 ものなら入れない方がいい 消費者団体による差し止め が、日本企業には法律を守 発になるのではないかと 判所も個別の業法や消費者

「民法にも約款規定が入 ったことで消費者救済に適 作業も本格化します。

「民法の改正要綱づくり のなかで落ちてしまった部 分や足りなかった部分を充 実させてほしい。約款につ いては、民法よりもさらに 具体的なルール作りを求め たい」  
（聞き手は児玉小百合）